

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修

### 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 (1)補助金等の名称：体操競技振興事業補助金  
(2)財政援助団体：鯖江市体操協会  
(3)所 管 課：教育委員会スポーツ課
- 3 事前調査期間 令和7年12月19日から令和8年1月8日まで
- 4 監査実施日 令和8年1月8日（木）
- 5 監査対象年度 令和6年度
- 6 監査対象事項 補助金等に係る出納その他の事務
- 7 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、補助金等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。補助対象経費は明確か。
- (4) 財政的援助が既得権益化していないか。社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5) 補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要はないか。

○財政援助団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5) 現金管理、公印の管理等が適切に行われているか。
- (6) 精算報告（実績報告）は適正に行われているか。

## 第2 監査対象の概要

### 1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	鯖江市体操協会
代 表 者	会長 宇野 德行

### 2 補助金の概要

補 助 金 の 名 称	体操競技振興事業補助金
補 助 金 等 の 額	648,000円（令和6年度）
補 助 金 等 交 付 の 目 的	『体操のまち鯖江』の振興策として、日本で行われる国際大会もしくは国内大会などの鯖江市への招請、または国内外の一流選手の合宿の開催もしくは優秀指導者の指導を受けるための国内外への遠征等を通して、選手の競技力の向上と市民の体操競技に対する理解をより深める。

### 第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の改善事項等を除き、概ね適正に執行されていると認められた。なお、指摘事項等については次のとおりである。

#### 1 指摘事項

特記すべき事項なし

#### 2 改善事項

##### (1) 補助金の支払時期について【財政援助団体・所管課】

市では、年度当初の交付決定後、補助団体からの請求に基づき、概算払により交付決定額の全額を支払っている。しかし、補助団体における資金の執行状況は、年度末に一括して行われており、交付後一定期間、補助金が実際の事業執行に使用されない状態となっていた。補助団体の事業実施計画や執行見込みを確認のうえ、必要に応じて支払時期や金額を市と団体で協議、検討することで、より適切な運用に努めること。